

交通安全いきいき情報

令和8年9月号

富山県警察本部交通企画課 (076)441-2211 (内線 5043)



令和8年9月1日から

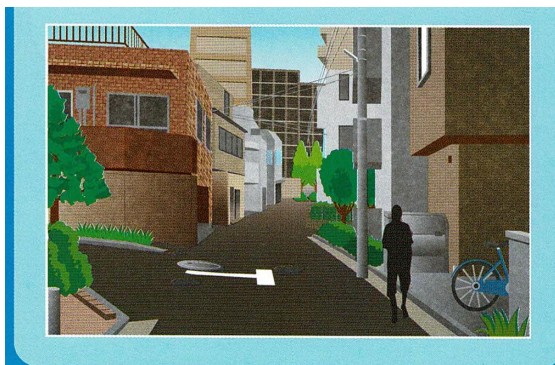
60 km/h → 30 km/h

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

交通事故の現状として、全国的に件数は減少傾向なのですが、生活道路（住宅街や狭い道路など）における交通事故の割合は変わっていないことから、生活道路における自動車の法定速度が引き下げられることになりました。

生活道路とは？

主に地域住民が日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などが無い比較的狭い道路のことをいいます。

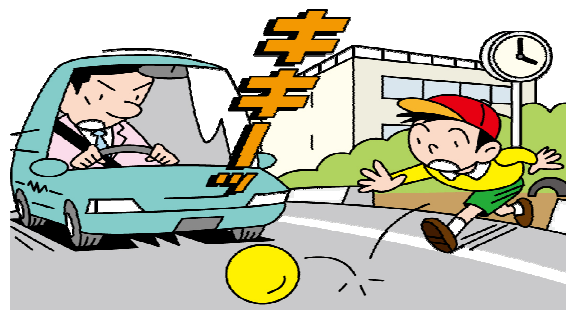


ドライバーの方へ

生活道路は、幹線道路等と比べると歩行者や自転車利用者、子どもから高齢者まで多くの人々が利用しています。

- ・スピードを落とす
- ・予測をした運転をする
- ・交差点手前で必ず止まる

など徹底し、交通事故を防ぎましょう！



秋の全国交通安全運動

期間：9月21日（月）～30日（水）

スローガン：ゆずりあう 心でひろがる 無事故の輪

活動重点日

9月21日（月）横断歩道おもいやりの日

9月24日（木）シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日

9月25日（金）飲酒運転根絶の日

9月28日（月）自転車安全利用の日

9月29日（火）高齢者交通安全呼び掛けの日

9月30日（水）交通事故死ゼロを目指す日

富山県内の交通事故発生状況

（令和8年8月末現在）

区分 年	発生件数	死者数	負傷者数
令和8年	1,164 件	19 人	1,320 人
（高齢者）	346 件	14 人	211 人
令和7年	1,223 件	17 人	1,373 人
（高齢者）	367 件	14 人	245 人

※ 発生件数の高齢者とは、65 歳以上の方が第一当事者となった事故件数です。